

設計	校合

令和7年度業務委託仕様書

1. 委託件名 川越市スポーツ施設整備調査・検討業務委託

2. 委託場所 川越市内

3. 金額(税抜き額) _____ 円

4. 金額(税込み額) _____ 円

5. 委託の概要

本業務は、本市におけるスポーツ施設の整備について、効果的及び効率的な推進を図るための基本的な方向性に関する事項を調査・検討するものである。

川越市スポーツ施設整備調査・検討業務委託 一式

期間: 契約締結日～令和8年3月30日

委 託 費 内 訳 表

種別 細別 ・ 企画	数 量	単 位	単 価	金 額(円)	摘 要
川越市スポーツ施設整備調査・検討業務委託					
__直接費	1	式			
____直接人件費	1	式			
_____(1) 上位計画及び関連計画等の整理	1	式			第1号一位代価表
_____(2) 現状と課題の整理	1	式			第2号一位代価表
_____(3) 社会状況の把握	1	式			第3号一位代価表
_____(4) 市民ニーズの分析・検討	1	式			第4号一位代価表
_____(5) スポーツ団体のニーズ調査	1	式			第5号一位代価表
_____(6) 地域にもたらす効果の整理	1	式			第6号一位代価表
_____(7) スポーツ施設の整備方針の検討・立案	1	式			第7号一位代価表

委 託 費 内 訳 表

種別 細別 ・ 企画	数 量	単 位	単 価	金 額(円)	摘 要
____(8)協議・打合せ(5回)	1	式			第8号一位代価表
____(9)報告書等の作成	1	式			第9号一位代価表
____直接経費	1	式			
__間接費	1	式			
____その他原価	1	式			
____一般管理費等	1	式			
業務価格(委託)					
消費税相当額					10%
業務委託費					

第1号一位代価表 (1) 上位計画及び関連計画等の整理

1式当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小	計				

川越市

第2号一位代価表 (2)現状と課題の整理

1式当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小 計					

川越市

第3号一位代価表 (3) 社会状況の把握

1式当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小 計					

第4号一位代価表 (4) 市民ニーズの分析・検討

1式当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小 計					

川越市

第5号一位代価表 (5)スポーツ団体のニーズ調査

1式当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小 計					

第6号一位代価表 (6)地域にもたらす効果の整理

1式当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小 計					

第7号一位代価表 (7)スポーツ施設の整備方針の検討・立案

1式当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小 計					

川越市

第8号一位代価表 (8)協議・打合せ

1式当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小 計					

川越市

第9号一位代価表 (9) 報告書等の作成

1式当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小 計					

川越市

川越市スポーツ施設整備調査・検討業務委託 仕様書

（目的）

第1条 本業務は、川越市（以下「本市」という。）におけるスポーツ施設の整備について、効果的及び効率的な推進を図るための基本的な方向性に関する事項を調査・検討するにあたり、専門的な知識を有した者から支援を受けるものである。

（委託期間）

第2条 本業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年3月30日（月）までとする。

（調査・分析すべき地域）

第3条 本業務の地域は、本市全域とする。

（業務内容）

第4条 本業務の実施内容は、次の各号に示すとおりとする。

(1) 上位計画及び関連計画等の整理

本市の総合計画、都市計画マスタープラン等の関連する計画、並びに文部科学省策定の第3期スポーツ基本計画、埼玉県策定の埼玉県スポーツ推進計画等の国や埼玉県の計画、指針、ガイドライン等の要点を抽出するとともに、整理を行うものとする。

(2) 現状と課題の整理

本市が所有する社会体育体育施設・都市公園等の運動施設、学校体育施設及び市内の民間や大学等のスポーツ施設であって、次の施設を調査の対象とし、現状を把握し、本市の課題を整理するものとする。

- ・ 陸上競技場
- ・ 体育館

- ・ 軽体育室
- ・ テニスコート
- ・ サッカー場
- ・ フットサル場
- ・ スケートボード場
- ・ 野球場
- ・ ソフトボール場
- ・ 柔道場
- ・ 剣道場
- ・ 弓道場
- ・ グラウンドゴルフ場
- ・ マレットゴルフ場
- ・ プール
- ・ ゴルフ場
- ・ ゴルフ練習場
- ・ 多目的グラウンド

(3) 社会状況の把握

本市の少子高齢化の進展を踏まえ、人口減少や年齢層の変動を踏まえた状況を把握したうえで、スポーツ施設のニーズの変動を推計する。

(4) 市民ニーズの分析・検討

令和５年度実施済みの「川越市スポーツ意識調査」の結果を基に分析を行う。また、次回調査の実施に向け、調査項目等を精査し、提案する。

(5) スポーツ団体のニーズ調査

川越市スポーツ協会に加盟する団体及びその傘下の団体に対し、ニーズ調査を行う。

- ・ 加盟団体 ３２団体に対し調査
- ・ 各加盟団体の傘下団体 ３団体ずつ抽出して調査

(6) 地域にもたらす効果の整理

スポーツ施設が整備されることによる地域にもたらす効果を分析・整理する。

(7) スポーツ施設の整備方針の検討・立案

(1)から(6)を踏まえたうえで、本市が目指すべきスポーツ施設の総量を算出するとともに、本市におけるスポーツ施設の整備の方針や手法（民間の知恵、ノウハウ、資金等を活用したものとし、維持管理・運営に関する事項を含むものとする）を検討・立案する。

（協議・打合せ）

第5条 本業務の円滑適正な遂行のため、業務開始前、業務の進捗に合わせて、5回の打合せを実施するものとする。

- 2 受注者は、前項の打合せの後、速やかに打合せ記録を本市に提出し、承認を得なければならない。
- 3 受注者は、業務開始前の打合せに際して、業務計画書を本市に提出しなければならない。

（報告書等の作成及び納品）

第6条 本業務における成果品は、本件業務にかかる報告書、報告書の概要版及び分析にかかるデータ集の電子データ（PDF版及びワード・エクセル版）とし、第2条の定める期間のうちに、スポーツ振興課に納品しなければならない。

- 2 成果品はモノクロ印刷した場合においても、判読ができるよう配慮されたものとする。
- 3 成果品は、色覚障害を有する方に配慮されたものでなければならない。
- 4 成果品に関する著作権等の権利はすべて本市に帰属するものとし、本市の判断において公表等されることを受注者はあらかじめ了承するものとする。
- 5 成果品に係るデータは、受注者の責任において業務終了後5年間保存することとし、本市が求めたときは、速やかに提出しなければならない。
- 6 本業務の実施にあたっては、川越市環境方針に配慮し、環境負荷の低減に努めるものとする。

（委託料の支払い）

第7条 本市は、委託業務実施報告書及び前条の成果品の提出があった後、業務に対する検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に合格した後、本市に対し委託料の請求を行い、本市は当該請求にもとづき一括払いで受注者に委託料を支払うものとする。

（再委託）

第8条 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、本市の承諾を得るものとする。

（その他）

第9条 本業務にあたって疑義の生じた場合は、双方誠意をもって協議し決定するものとする。

川越市環境方針

基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、より良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

基本方針

川越市は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を市独自の環境マネジメントシステムを用いて継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

- 1 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
- 2 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
- 3 市の施設、設備の適切な管理、事故の備えによる環境汚染の予防に努めます。
- 4 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
- 5 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。

また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。

- 6 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
- 7 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。

令和7年4月23日 川越市長 森田初恵

